

周王子弟の封建

——鄭の始封・東遷をめぐって——

松 井 嘉 徳

【要約】 西周末期に行われた鄭の「封建」は、周王朝の封建制の実態を知る上で貴重な実例となるものである。しかし、この西周末期から王朝の東遷期にかけての時代は、同時に史料の断絶や欠落などの障害が甚だしい時代でもある。従って、本稿の第一章においては、鄭「封建」の一般的な知識をもたらす『史記』の記述についての検討を試み、その記述が先行する史料を再構築したものであり、そこに一定の偏りが存在することを明らかにする。第二章では鄭の周王子弟としての側面に注目し、鄭が王朝内において担った官制上の機能が周王子弟としての出自に由来すること、『史記』がこの側面を捨象する傾向をもつことを指摘する。また第三章においては、このような属性をもつ鄭の「封建」さらに東遷の実態あるいはその意味が検討される。本稿は前稿の課題を引き継ぐものであり、ここで扱う題材を通して、前稿で示した王朝の構造についての理念的理解が改めて検討されることとなる。

史林 七二巻四号 一九八九年七月

序 言

周代封建制の実態を伝える史料は決して多くない。周の「封建」は克殷後の支配領域の拡大にともなって周初に集中的に行われたのであるが、その記録としては有名な『春秋左氏伝』（以下『左伝』）定公四年の記事をはじめとする春秋期以降の史料を除けば、僅かに金文史料や『尚書』の数篇などが存在するのみである。その意味において、西周末期における鄭の「封建」は貴重な実例であるといえるが、逆に西周末期から東遷期にかけての時代は、史料の断絶や欠落など多くの研

究上の障害が存在する時代でもある。筆者は前稿「西周期鄭(眞)の考察」において、おもに金文史料によりつつ鄭始封の地とされる京兆尹鄭県の構造についての考察を試みたが、鄭始封および東遷の問題については全く触れることができなかった^①。本稿においては、前稿から引き継いだ課題として、鄭始封・東遷の過程を明らかにするとともに、その始封・東遷のもつ意味を周王朝の構造の中において考えてみたい。

鄭の始封・東遷について最も一般的な情報を提供してくれるのは『史記』鄭世家の記事であり、鄭の「封建」について考える際の我々の基本的な常識もこれに依拠したものであると思われる。『史記』の成立に関しては、司馬談の筆による部分や後代の加筆があるとしても、基本的には司馬遷の手になるものとして扱うことが可能であり、我々は『史記』の記事を通して鄭の始封・東遷に対する前漢中ごろの理解のあり方を知ることができるのである。もちろん司馬遷の依拠した史料は彼に先立つ時代から引き継がれてきたものではあるが、ここで重要なことは、司馬遷がそれらの史料を組合せ、取捨選択していることであり、その取捨選択の過程にこそ当時の理解のあり方が端的に示されているということである^②。従って、『史記』における史料の取捨選択の過程あるいは原則を追求することによって、我々は鄭の始封・東遷に関する情報をより正確に把握することができるはずである。また、その検討を通して『史記』の記述の偏向、さらに言えば我々の「常識」の偏向を確認することができるであろうし、その中から封建制を含めた周王朝の構造を探る端緒を見いだすこともできるであろう。

- ① 「西周期鄭(眞)の考察」(『史林』六十九巻四号 一九八六年)。
② 『史記』の利用した史料に関する研究として最近のものを挙げる、
工藤元男「馬王堆出土『戦国縱横家書』と『史記』」(『中国正史の基礎的研究』 早稲田大学出版部 一九八四年)、藤田勝久「『史記』稷公列伝に関する一考察―馬王堆帛書『戦国縱横家書』を手がかりとし

検討―睡虎地秦簡『繡年記』を手がかりとして」(『愛媛大学教養部紀要』二〇号 一九八七年)、同「『史記』戦国紀年一覽表」(『中国史研究』九 一九八八年)、吉本道雅「史記原始(二)―西周期・東遷期」(『古史春秋』第四号 朋友書店 一九八七年)、同「史記述春秋経伝小考」(『史林』七十二巻六号 一九八八年)などがある。

第一章 『史記』における鄭始封・東遷説話の検討

本章においては『史記』の記事を中心とし、それに先立つ文献史料として『春秋経』『左伝』『国語』『古本竹書紀年』（以下、『竹書紀年』などを配し、『史記』に続く文献史料として漢代の諸文献を配することによって、鄭の始封・東遷に関する説話が如何なる過程をたどって形成されてきたかを考えたい。『左伝』『国語』の成立に関しては、それを『史記』以後の事とする考えもないことはないが、現行本『左伝』『国語』と『史記』の比較研究によって、『史記』が『左伝』『国語』の記事を利用したことは十分に証明されているものと考えられる。^① もちろん、現行本『左伝』『国語』を『史記』当時のものと見なすことはできないけれども、『史記』が実際に利用していた史料を現在見ることができない以上、一応の作業仮説としてこの両書を『史記』に先行するものとして扱うことは許されるものと思う。これら諸文献の比較の次元としては、たとえば文章表現の類似、訓詁の関係などいくつかの可能性を考慮することができるが、ここでは各史料の鄭に関する情報の一つ一つを比較の次元とし、それらの情報群がどのように解釈され、再構築されていくかという点に注目してみたい。

鄭始封の君である桓公の出自については、『史記』鄭世家に

鄭桓公友なる者は、周厲王の少子にして宣王の庶弟なり。

とあり、十二諸侯年表には

鄭桓公友、……周宣王の母弟。

と記されている。庶弟と母弟という相違は有るものの、ともに鄭桓公を周厲王の子、宣王の弟としているのである。^② 更に晋世家には晋の文公重耳の流離譚として

(晋重耳) 鄭を過ぎるに、鄭文公礼せず。鄭の叔瞻 其の君を諫めて曰く、晋の公子賢にして其の従者は皆国相なり。且つまた同姓。鄭の出づるは厲王自りし、晋の出づるは武王自りす、と。鄭君曰く、諸侯の亡公子此を過ぎる者衆し、安くんぞ尽く礼すべき、と。叔瞻曰く、君礼せずんば、これを殺すに如かず。且に後に国の患いと為らん、と。鄭君聴かず。

という説話を記録しており、ここにも鄭の出自を厲王とする考えが鄭の叔瞻の言葉として記されている。^③しかし、同じく重耳の流離譚を記録する『国語』晋語四には、鄭の出自を厲王とする叔瞻の言葉はみえず、かえって同様のプロットをもつ言葉が

衛より曹を過ぎるに、曹共公も亦た礼せず。……負羈 曹伯に言いて曰く、それ晋の公子の此に在るは、君の匹なり、また礼せざらんや、と。曹伯曰く、諸侯の亡公子其れ多し、誰れか此を過ぎらざらん。亡者は皆な礼無き者なり、余れ焉くんぞ能く尽く礼せん、と。対えて曰く、……先君叔振の出づるは文王自りし、晋祖唐叔の出づるは武王自りす、……と。

とあるように、曹の僖負羈の言葉として採録されている。晋世家の記事は『国語』晋語四に保存されている説話を利用しながらも、それを改変したものである可能性がすでに指摘されており、^④鄭桓公を厲王の子とするこの記事に完全な信頼をおくことはできないものと思われる。

一方、『左伝』文公二年には、厲王と鄭との関係について

子 齊聖と雖も、父に先んじて食わざること久し。故に禹は鯀に先だたず、湯は契に先だたず、文・武は不韜に先だたず。宋は帝乙を祖とし、鄭は厲王を祖とす。猶お祖を上ぶなり。

という記事があり、魯僖公の逆祀にまつわる先例として「宋祖帝乙、鄭祖厲王」の語がみえている。『史記』は宋始封の君微子啓を帝乙の子(紂の兄)と認識しており、^⑤この『史記』の認識にしたがって『左伝』文公二年の記事を見れば、宋の場合と同様に鄭始封の君桓公を厲王の子とする理解は確かに可能である。^⑥しかし一方で、『左伝』には僖公二四年の

富辰諫めて曰く、……鄭に平・惠の勲有り、また厲・宣の親有り。

や、宣公十二年の

鄭伯肉袒して羊を牽き以て逆う。曰く、……若し前好を惠願し、福を厲・宣・桓・武に徼め、其の社稷を泯さず、改めて君に事え、九鼎に夷しからしめば、君の惠なり、孤の願いなり、敢て望む所に非ざるなり。

のように、厲王のみならず宣王をも鄭に関連づけて述べる記事も存在しており、鄭桓公をただちに厲王の子とする『史記』の理解に無条件で従うことを躊躇させる。

鄭桓公を厲王の子とする『史記』の見解とは別に、桓公が宣王の子であることを示唆する史料も一方で存在している。

『国語』周語中に

（富辰）対えて曰く、……鄭の出づるは宣王自りす（鄭出自宣王）。王にしてこれを虐げれば、是れ親を愛せざるなり。

とある。韋昭はこれに「鄭桓公友、宣王之母弟。出者、鄭国之封出於宣王之世也」との注釈を加え、鄭の始封が宣王の治世に行われたことをいうものと解釈している。しかし、この解釈は鄭桓公を厲王の子とする『史記』の見解を前提にして施されたものであるにすぎない。『国語』全体を通じて「出自」の語は先の晋語四の「先君叔振出自文王」などのように、いわゆる出自を指す語として使用されているのである。従って、この記事もまた鄭が宣王に出自するをいうものとして理解するのが妥当であろう。また、現行本『史通』雜説上には

竹書紀年 晋代に出で、学者始めて……鄭桓公は厲王の子たり、則ち經典の載する所と乖刺すること甚だ多きを知る。

という記述がみえる。この部分は既に多くの指摘があるように、『竹書紀年』の記事が『史記』などの通説とは異なっていることを述べたものであり、『竹書紀年』本来の記事は「宣王之子」となっていたはずで、後に『史記』などの通説に合わせて「厲王之子」と書き改められたものと考えられる。^⑤

以上述べたように、鄭桓公の出自に関しては厲王説と宣王説の二説が存在することとなるが、現在の史料状況をもって

して両説の是非を最終的に決定することは困難である。ただし、ここで注意しておかなければならないのは、桓公を厲王の子、宣王の弟とする『史記』の見解がそれ以後の漢代文獻に踏襲されていくという事実である。たとえば、『漢書』においては地理志上京兆尹鄭康公邑」とあり、更に地理志下にも「本周宣王弟友為周司徒、食采於宗周畿内、是為鄭」という記述がみえる。また『説文解字』邑部に「鄭、京兆県、周厲王子友所封」とあり、鄭玄「詩譜」にも「初、宣王封母弟友於宗周畿内咸林之地、是為鄭桓公」とあるように、『史記』に示された見解が漢代を通して「常識」化していく様子を見て取ることができる。

次いで鄭の始封・東遷についてみると、その経緯は『國語』鄭語に最も詳細な説話として保存されている。

桓公 司徒と為り、甚だ周衆と東土の人とを得たり。史伯に問いて曰く、王室故多し、余れ及ばんことを懼る。其れ何れの所か以て死を逃るべき。

という書き出して始まる鄭語の文は、最初に桓公が周王朝の司徒となったこと、さらに宗周と東土の民心を得たことが記される。ついで桓公は周王室の混乱を逃れるための地を史伯に問い、さらに周王室の滅亡の可能性（「周其弊乎」）、その後の列国の消長までもが話題にのぼり、これに対して史伯の長文の答えが続くのである。史伯の答えは、佞臣虢石父によって周王朝は滅亡し（「殆於必弊者也……凡周存亡、不三稔矣」）、それにとつてかわって晋・秦・斉が興隆するという予言譚ともいうべき内容を含んでいるが、その助言によって桓公は成周近郊の虢・鄭の地に徙ることとなり、

（桓公）乃ち東のかた帑と賄とを寄す。虢・鄭これを受け、十邑皆な地を寄せる有り。幽王八年にして桓公 司徒と為り、九年にして王室始めて騒ぎ、十一年にして寤る。

と記されるのである。この『國語』鄭語に含まれる鄭の始封・東遷に関する情報をここで整理すれば、

（一） 鄭桓公は幽王八年に周王朝の司徒となった。

（二） 幽王九年に王室が始めて乱れた。

(三) 王朝の混乱に対して、「帑・賄」を東土の地、虢・鄆など十邑に移した。

(四) 幽王十一年に王室が「斃」れた。

となるであろう。『国語』鄭語には鄭の始封の地についての言及はないが、少なくとも鄭が西周末の混乱を避けて東土の地に遷徙したということが説話の重要なプロットとなっていることは理解される。また(四)の「斃」字について韋昭は「幽王伐申、申・繪召西戎以伐周、殺幽王於驪山戲下、桓公死之」との注釈を施し、桓公が幽王とともに死亡したことをいうものと解釈しているが、これは鄭世家の

犬戎 幽王を驪山の下に殺し、并せて桓公を殺す。

や十二諸侯年表鄭桓公三十六年条「以幽王故、為犬戎所殺」にみえる『史記』の見解を踏襲したものであるにすぎない。『漢書』地理志上京兆尹鄭県条の注に引かれる臣瓚は「初桓公為周司徒。王室將乱、故謀於史伯、而寄帑与賄於虢・會之間」と『国語』鄭語と主旨の注釈を施したあと、つづいて「幽王既敗、二年而滅會、四年而滅虢、居於鄭父之丘、是以為鄭桓公」と幽王死後における桓公の行動に言及しており、桓公の死を幽王の死と同時期のことと考えていない。臣瓚注の後半部分は『竹書紀年』に依るものとされるが、この注は少なくとも桓公の死を幽王末年のこととしない解釈が一方で存在していたことを物語っている。従って、『国語』の「斃」字は必ずしも桓公の死を意味するものではなく、例えば桓公の言葉に「周其弊乎」とあるのを承け、周王室の滅亡を意味するものと考えすることは可能である。^⑩

鄭桓公が周王朝の司徒となり、その後、周王朝の混乱に際して東方への遷徙を謀るという右にみた『国語』の情報は、基本的に『史記』に受け継がれ、更に漢代の諸文献に引き継がれていく。そのことを表示すると表一（八頁）のようになる。表現の違いはあるものの、『国語』に最もまとまった形で保存されている説話が『史記』さらに漢代文献に引き継がれていく様子を見て取ることができる。ただ、ここで注意しなければならないのは、『史記』にのみ「竟国之」の一文があり、桓公が東土に国を構えたとの解釈が示されている点である。先に見たように、『史記』は桓公が幽王とともに驪山の下で

表 一

『国語』鄭語	『史 記』	漢代文獻
桓公為司徒，甚得周衆与東土之人，…幽王八年而桓公為司徒。	封三十三歳，百姓皆便愛之，幽王以為司徒。和集周民，周民皆説，河維之間，人便思之。	本周宣王弟友為周司徒，食采於宗周畿内，是為鄭。 (『漢書』地理志下) (桓公)為幽王大司徒，甚得周衆与東土之人。 (詩譜) 繻衣，美武公也，父子並為司徒。 (詩序)
(桓公)問於史伯曰，王室多故，余懼及焉，其何所可以逃死。史伯對曰，…其濟洛河潁之間乎。…若前華，後河，右洛，左濟，主芣騶而食湊洧，修典刑以守之，是可以少固，…(幽王)九年而王室始騷。	為司徒一歳，幽王以褒后故，王室治多邪，諸侯或畔之。於是桓公問太史伯曰，王室多故，予安逃死乎。太史伯對曰，独維之東土，河濟之南可居。	鄭桓公問於史伯曰，王室多故，何所可以逃死。史伯曰，…其濟洛河潁之間乎。(『漢書』地理志下) (桓公)問於史伯曰，王室多故，余懼及焉，其何所可以逃死。史伯曰，其濟洛河潁之間乎。(詩譜)
(桓)公説，乃東寄帑与賄，虢郃受之，十邑皆有寄地。	桓公曰，善。於是卒言王，東徙其民維東，而虢郃果獻十邑。竟國之。	桓公從其言，乃東寄帑与賄，虢會受之。 (『漢書』地理志下) 桓公從之。(詩譜)

犬戎に殺されたとの見解を示しているが、もしそうであるならば、桓公は王室の混乱を避けるべく史伯の言に従って東方に国を構えたにもかかわらず、結局は西方驪山の下で殺されてしまったことになり、その間の行動に矛盾を来すことになってしまふ。これに対して『史記』以後の文獻は、『漢書』地理志上河南郡新鄭県班固自注の

詩の鄭國、鄭桓公の子武公の国する所。

や同地理志下「後三年、幽王敗、桓公死。其子武公与平王東遷、卒定虢・會之地、右維左洧、食湊・洧焉」、また鄭玄「詩譜」の

幽王 犬戎の殺す所となり、桓公これに死せり。
其の子武公は晋文侯と平王を東都王城に定め、
卒に史伯の云いし所の十邑の地を取り、洛を右にし、濟を左にし、華を前にし、河を後にし、
湊・洧を食む。今の河南新鄭 是れなり。

などのように、桓公は史伯の言に従って東遷の準備をしたが結局は幽王とともに犬戎によって

殺され、鄭の実際の東遷は周平王の東遷とともに桓公の子武公によって成し遂げられたと記すに至る。『史記』において必ずしも明確ではなかった桓公の死と鄭東遷との関係が、これらの文献においては桓公の死、桓公の子武公の東遷と「合理的」に整理され、そのことによって『史記』の記述の持つあいまいさが回避されることになるのである。確かに周の東遷に際して、鄭が重要な働きをしたことは『左伝』『国語』にも記されることではあるが、東遷の君を武公と断定する記述は見られず、逆にそのことより、桓公の死、武公の東遷といういわば「常識」が漢代において形成されていたものと考えられるのである。^①

桓公の死を幽王末年とする『史記』の見解は、鄭桓公始封の年代についてもみることができる。さきに引いた『左伝』『国語』などには桓公の始封年を示す記事は存在しないが、『史記』は十二諸侯年表の宣王二十二年条において、「鄭桓公友元年、始封」と明確に始封の年を断定するにいたる。しかし、この年代は鄭桓公三十六年、周の宣王四十六年、幽王十一年という三人の在位年数の史料が存在し、かつ桓公の死と幽王の死を同年としさえすれば容易に逆算できるのである。『国語』に「幽王八年而桓公為司徒」とのみあった記事が、『史記』鄭世家にいたって

封すること三十三歳、百姓皆なこれを便愛し、幽王以て司徒と為す。

と記され、幽王の八年が鄭桓公始封より三十三年後に当たることが明記されるのも、桓公始封と考えられた年から幽王八年までの年数を計算したものに過ぎない。この「三十三歳」という一文の典拠に関しては、何等かの新たな情報存在を想定する必要はないであろう。一体、『史記』が何等かの系譜史料を参照し得たことは、太史公自序などに「譜牒」の名の見えることによって知ることができるが、桓公の死を幽王末年とする『史記』以後の見解が先ほど述べたように後代の解釈に依るものであるとするならば、我々はもはや桓公の始封年を宣王二十二年すなわち紀元前八〇六年と断定することはできない。また『史記』は始封の三十三年後に桓公が周王朝の司徒に任命されたとして、この両者を別の事柄として理解しているが、この理解も先行する史料の解釈に由来するものであるにすぎず、この『史記』の記載をそのまま信頼して利用

することはできないであろう。

一方、『左伝』において鄭の始封・東遷の経緯を述べる記事は少ないが、昭公十六年には子産の言葉として

昔 我が先君桓公 商人と皆に周より出で、庸次比耦し、以て此の地を爰殺し、これが蓬蒿藜藿を斬りて、共に之に処る。

という一文がある。杜預が「桓公東遷、並与商人俱」と述べるように、鄭桓公が東遷して河南鄭の地に居を定めたことが述べられていると解釈してよいであろう。また、隱公十一年の

鄭伯曰く、……吾が先君新たに此に邑せり。

という記事も同様に鄭の東遷を示唆しているといえるであろう。^⑬

以上、『国語』『左伝』両文献は鄭が東遷したことを示唆するものの、東遷以前の始封の地についてはなんら言及していない。これに対して『史記』は鄭世家

宣王立つこと二十二年、友 初めて鄭に封ぜらる。

をはじめとし、燕召公世家「盤侯二十一年、鄭桓公初封於鄭」、楚世家「熊徇十六年、鄭桓公初封於鄭」などに見られるように、鄭桓公始封の地を京兆尹鄭県に断定している。その根拠となった史料は明確ではないが、その見解は先に引いた『漢書』地理志上京兆尹鄭県条や地理志下、あるいは『説文解字』や鄭玄「詩譜」などに引き継がれていく。ここでも『史記』の見解が漢代を通じて「常識」化していく過程を見て取ることができる。

ところで、鄭桓公に関係する地名としては、京兆尹鄭県のほかに棧林・畿内咸林・留という地名が伝えられている。まず『史記』鄭世家索隠に引く「世本」に

桓公 棧林に居り、捨に従る。

という記事があり、索隠は宋忠の「棧林与捨皆旧地名」との一文を引き、「是封桓公乃名為鄭耳」との解釈を示している。

しかし、この解釈も鄭始封の地を京兆尹鄭県とする『史記』の見解を前提にしたものであり、この両地名に関する史料が他に存在しない以上、地望の比定に関しては一応断念せざるをえないのではないだろうか。^⑧しかし、この「世本」の史料も棧林から拾への遷徙があったことを伝えており、そのことには注意を払っておく必要がある。ついで畿内成林説は、鄭玄「詩譜」に

初め宣王 母弟友を宗周畿内成林の地に封ず、是れ鄭桓公たり。今の京兆鄭県は是れ其の都なり。

としてみえている。鄭始封の地を宗周畿内成林として、その地を京兆尹鄭県と同一視しているのであるが、この説は先の二説すなわち京兆尹鄭県説と棧林説の折衷案であるに過ぎないと思われる。「世本」に見える棧林の「棧」字が「成」字に作られうるということは、既に陳夢家などの指摘するところであり、従ってこの鄭玄の説は我々が現在見ることができ、史料になら新たな知見を提供するものではない。むしろ鄭玄説の中に、特定の情報が常に同一の意味を与えられるのではなく、その時代時代によって新たに解釈が施されていく姿を見るべきであらう。

次に、鄭が留の地にあったことは『春秋公羊伝』（以下、『公羊伝』）桓公十一年に

古者、鄭国は留に処れり。先に鄭伯 鄭公に善き者有り。夫人に通じ、以て其の国を取り、鄭をここに遷し、留を野とせり。

として記されている。『漢書』地理志上の陳留郡陳留県条の孟康注に「留、鄭邑也、後為陳所并、故曰陳留」とあり、この陳留を『公羊伝』の留と考えることができるのなら、この史料は桓公が河南においてその所領を拡大し、やがてその地に遷徙するという説話のヴァリエーションとして理解することができる。鄭桓公が河南の鄭さらに號を滅ぼし、その地に遷徙するという説話は、話のプロットはやや異なるものの、先にみた『漢書』地理志注引臣瓚や『水経注』に引く『竹書紀年』に見えており、更に『韓非子』内儲説下には

鄭桓公將に鄆を襲わんとす。先に鄆の豪傑・良臣・弁智・果敢の士を問い、尽く姓名を与^くげ、鄆の良田を挾^くびてこれに賂^くい、官爵の名を為してこれを書く。因りて為^いつて壇場を郭門の外に設けてこれを埋め、これに覆^くぬるに鵲^くを以てし、盟状の若くす。鄆君

表 二

『春秋左氏伝』隠公元年	『史 記』
初、鄭武公娶于申，曰武姜。	武公十年，娶申侯女為夫人，曰武姜。 (鄭世家) 武公十年，娶申侯女武姜。 (十二諸侯年表)
(武姜)生莊公及叔段。莊公寤生，驚姜氏，故名曰寤生，遂惡之。	生太子寤生，生之難，及生，夫人弗愛。 (鄭世家) 武公十四年，生莊公寤生。 (十二諸侯年表)
生莊公及叔段，…愛共叔段，欲立之。亟請於武公，公弗許。	後生少子叔段，段生易，夫人愛之。二十七年，武公疾。夫人請公，欲立段為太子，公弗聽。 (鄭世家) 武公十七年，生大叔段，母欲立段，公不聽。 (十二諸侯年表)
	二十七年，…是歲武公卒，寤生立，是為莊公。 (鄭世家)
及莊公即位，…(武姜)請京使居之，謂之京城大叔。祭仲曰，都城過百雉，国之害也。…今京不度，非制也。君將不堪。公曰，姜氏欲之，焉辟害。…大叔完聚，繕甲兵，具卒乘，將襲鄭，夫人將啓之。	莊公元年，封弟叔段於京，号太叔。祭仲曰，京大於国，非所以封庶也。莊公曰，武姜欲之，我弗敢奪也。段至京，繕治甲兵，与其母武姜謀襲鄭。 (鄭世家)

以て内難と為し、尽く其の良臣を殺す。桓公鄭を襲い、遂にこれを取る。

と、いっそう権謀術数を凝らした説話となつて今日に伝えられている。^⑩『史記』は『竹書紀年』にみえる説話を利用することはできなかつたけれども、『公羊伝』あるいは『韓非子』に見える説話を利用しえたことは、『史記』に『公羊伝』『韓非子』を引用した部分が存在するという事実から十分に想定できることであるが、現実には『史記』に記された東遷の事情は、先に見たように『国語』の記事を基本的には踏襲したものであり、『竹書紀年』『公羊伝』『韓非子』などに保存された説話は採用されていない。

桓公の死を幽王末年とする『史記』の立場にあつては、河南における桓公の所領拡大を積極的に主張する『公羊伝』『韓非子』、あるいは先にみた『左伝』の情報を取り込むことは困難であつたと思われる。『史記』

の記事には、先行する情報に対する取捨選択が働いているものと考えることができよう。

桓公の死後、その子武公が即位し、ついで荘公の時代になってその弟共叔段の乱が勃発する。その間の『史記』の記載が基本的に『左伝』に依拠したものであることは両書の対応関係を示す表二(十二頁)より明らかである。ただし、この両書を仔細に比較検討すると、『史記』には武公が武姜を娶った年、武公の二人の子供莊公寤生・共叔段の生年、及び武公の在位年数が明記されていることに気づく。先に鄭桓公の在位年数に関して何等かの系譜史料の存在を想定したが、ここにおいてもやはり同様に、武公あるいは莊公に関する史料の存在を想定することができるのである。^⑭

以上、鄭の始封・東遷に関する諸文献史料の検討を行ってきた。『史記』及び漢代文献が保存している情報は何等かの系譜史料の存在を除けば、我々が現行本『左伝』『国語』などによって知りうる情報と大差が無いことともに、我々がそこから得る「常識」は、複数の情報の中から「合理的」な判断によって再構築されてきたものであることが明らかとなった。特に始封の君桓公の「封建」に関して言うならば、彼に関係する複数の地名が伝えられていること、その始封に関連する記述は主に『史記』において確定的に述べられるにいたり、先行する諸文献には明記されていないことなどが注意される。また『史記』は桓公が始封の三三年後に司徒に就任したとの見解を示しているが、始封という封建的側面と司徒就任という官制的側面を別の事項として扱うのは『史記』に始まっていることにも注意しておきたい。

① 鎌田正『左伝の成立と其の展開』(大修館書店 一九六三年)の見解は基本的に支持しようものと考えられる。

② 梁玉繩『史記志疑』(以下、『志疑』)鄭世家条に「案、庶弟誤、当依年表作母弟。漢地理志亦作母弟、鄭詩譜從之是也」とあり、鄭世家の「庶弟」を誤りであろうとしている。

③ 同様の説話は鄭世家にも保存されているが、叔賁(叔憲)の言は「重耳賢、且又同姓、窮而過君、不可無礼」とあるのみで、鄭の出自に言及する部分がない。

④ 『志疑』晋世家条に、「案、此史公約国語文、而以曹公之言為鄭君、舛矣」という。また、本文に引いた晋世家の後半部分は、『国語』晋語四の「公子(重耳)過鄭、鄭文公亦不礼焉。……叔詹曰、若不礼焉、則請殺之。……公弗聽」と同じプロットである。

⑤ 『史記』股本紀に「帝乙長子曰微子啓、啓母賤、不得嗣。少子辛、辛母正后、辛為嗣。帝乙崩、子辛立、是為帝辛、天下謂之紂」とある。

⑥ 『左伝』文公二年杜預注は「帝乙、微子父。厲王、鄭桓公父。二國

不以帝乙・厲王不肖而猶尊尚之」と言う。

⑦ 『国語』晋語四の「先君叔振出自文王、晋祖唐叔出自武王」の章昭注は、それぞれ「文王子」「武王子」であり、出自を文字どおりの意味に解している。

⑧ 例えば、浦起龍『史通通釈』に「按、史記鄭世家、鄭桓公友者、周厲王少子、宣王庶弟也。宣王立二十二年、友初封於鄭。而史通之述紀年、亦作厲王子、則与旧典正同、不得云乖刺矣。今考竹書紀年、宣王二十二年、王錫王子多父命居洛。幽王二年、晋文侯同王子多父伐鄭、克之、乃居鄭父之丘、是為鄭桓公。八年、王錫司徒鄭伯多父命云云。是紀年之書、王子在宣王之年、而名又不同、封又在幽王世。故劉氏与諸異聞連舉、而以紀年之文為桓是宣子、然則厲字之本作宣字、無疑也」という。

⑨ 王国維『古本竹書紀年輯校』に、「漢書地理志注引臣瓚曰、……。

傳瓚親校竹書、其言又与涑水注所引紀年略同、蓋亦本紀年」と言う。

⑩ 吉本道雅「史記原始（一）」（前掲）に同様の指摘がある。

⑪ 張以仁「鄭国滅鄆資料的検討」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五十本第四分（一九七九年）には鄭東遷に關する資料の集成が試みられている。参照されたい。

⑫ 吉本道雅「史記原始（一）」（前掲）。

⑬ 杜預注に「此今河南新鄭、旧鄭在京兆」と言う。

⑭ 秦雍城遺址から「棧陽」の銘をもつ瓦当が出土することなどを根拠

として、盛蓮成「周都滅鄭考」、『考古与文物』叢刊第二号（一九八三年）などは、棧陽の地をここに比定するが、今後の検討が必要であろう。

⑮ 陳夢家「西周銅器斷代」（六）八七免殷案。

⑯ 『水經』涑水注「竹書紀年、晋文侯二年、同惠王子多父伐鄭、克之、乃居鄭父之丘、名之曰鄭、是曰桓公。なお文中の「同惠」については、これを「周厲」の誤りとする説と「周宣」の二説があるが、注⑧でみたように「周宣」の誤りとすべきであろう。また「晋文侯二年」についてもこれを「十二年」（すなわち幽王死後二年にあたる）とする説がある。方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯証』（上海古籍出版社（一九八一年）を参照されたい。

⑰ 『說苑』權謀篇にも「鄭桓公得欲襲鄭、先問鄭之弁智果取之、書其姓名、挾鄭之良臣而与之、為官爵之名而書之。因為設壇於門外而埋之、毀之以報、若盟狀。鄭君以為内難也、尽殺其良臣。桓公因襲之、遂取鄭」と、同様の説話が保存されている。

⑱ 『志疑』十二諸侯年表平王十年条には「案、武公之取武姜及生子皆未定何歲、而史謂十年取武姜、十四年生莊公、十七年生大叔段、不知何拠」という。なお武公の名については、鄭世家に掘突、十二諸侯年表に滑突の二名が伝えられており、複数の伝承が存在していたことを示唆している。

第二章 周王子弟としての鄭

叔詹諫めて曰く、……晋・鄭は兄弟なり。吾が先君武公は晋文侯と力を戮せ心を一にし、周室に股肱となりて平王を來輔せり。

とは『国語』晋語四に見える一文であるが、周王室と同族の鄭が東遷期の混乱にあって王室を輔翼したことはしばしば強

調されるところである。第一章で述べたように、鄭始封の君桓公の出自については厲王説と宣王説の二説が存在し、その何れかに断を下すことは困難であったけれども、何れにせよ周王室の同族としての鄭が果たした機能は重要なものであったと認識されているのである。一方、鄭一族の政治上の地位に関しては、『国語』が桓公を王朝の司徒であったと伝えることは先ほど述べたところである。桓公に続く武公さらに莊公の地位について『国語』は何ら言及することはないけれども、『左伝』においては隱公三年に

鄭武公・莊公は平王の卿士と為る。

と記され、また同隱公九年にも

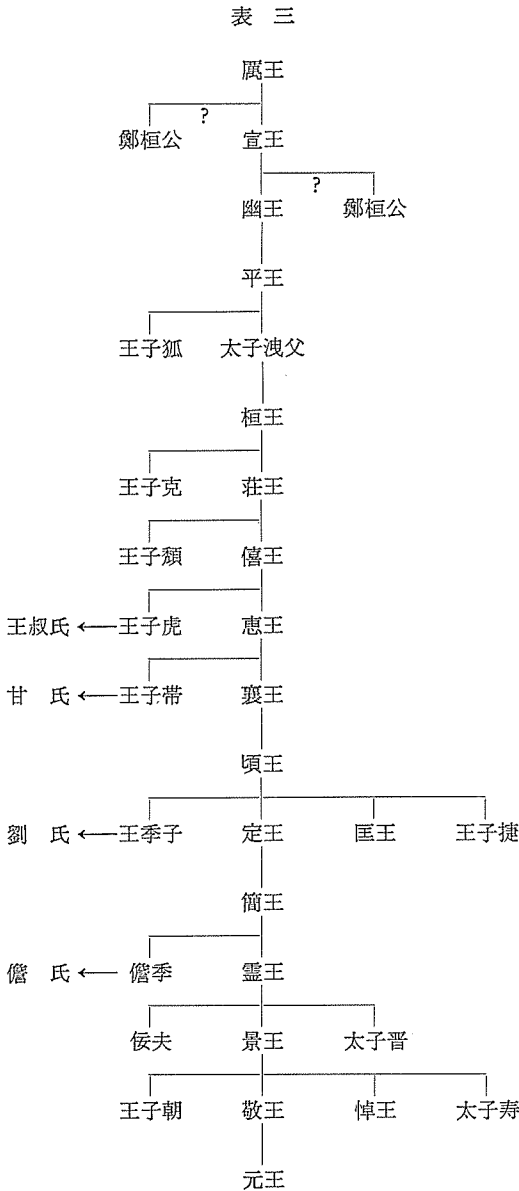
鄭伯（莊公）は王の左卿士と為る。

と記されるように、周王朝の卿士であったと伝えられている。^② この卿士の語は文献史料中に必ずしも頻見するものではなく、官制上の地位に関しては経学的解釈を含めて諸説あるが、その政治上の地位については上原淳道氏に「周王室の内部にあって政治の実権を掌握すべきものであった。周王室の権威の衰えぬ間においては、王室の内部で政治の実権を掌握するということは大変なことであり、経済的な利益もそれに伴っていたかも知れぬ」という指摘がある。^③ 確かにその通りであろうが、鄭が周王子弟（すなわち王室の同族）であるという宗法的側面と王朝の卿士であるという官制的側面が如何なる関係にあったのかという点に関して、更に踏み込んだ検討が必要であらうと思われる。まず鄭の周王子弟としての側面に注目し、その政治上の機能を他の周王子弟との比較によって確認してみたい。

周代全体を通じて周王子弟の存在がもっともクロースアップされるのは、周初における周王子弟の「封建」に際してであらう。『左伝』僖公二四年の

富辰諫めて曰く、……昔、周公二叔の戚からざるを弔み、故に親戚を封建し、以て周に蕃屏たらしむ。管・蔡・鄭・霍・魯・衛・毛・聃・郕・雍・曹・滕・畢・原・鄆・郇は文の昭なり。邰・晉・応・韓は武の穆なり。凡・蔣・邢・茅・胙・祭は周公の胤なり。

の記事をはじめ、多数の周王子弟が「封建」され王室の蕃屏となったことは、幾多の文献史料に述べられるところである。^④『史記』も同様に周初の封建に対しては強い関心を持っているが、周初の封建の実態については、史料批判の問題をも含めてこの場で軽々しく扱うべき課題ではなく、ここでは一応考慮の外におくこととする。それ以降の時代に関しいうならば、『史記』の周王子弟に対する関心は周初に較べて著しく弱まり、主要な反乱や周王室滅亡に関する記事を除けば、周王子弟に関する記述は極めて限られたものとなっている。この事実自体が『史記』の記述の傾向を物語っているのであるが、ここではそのことには触れず、本稿の課題とする東遷期およびそれ以降の時代の周王子弟に関して、『左伝』あるいは『国語』に保存された史料を中心として考察を進めたい。



『左伝』あるいは『国語』に登場する周王子弟の系譜を表三（十六頁）に挙げておくが、これら周王子弟について第一に指摘できることは、彼らが王室内部における反乱の中核となつて登場することである。莊王時代に周公黑肩が擁立しようとした王子克^⑤、惠王時代の王子頹の乱^⑦、襄王時代の王子帶の乱^⑧、景王時代に儋括が擁立しようとした佞夫、悼王・敬王時代の王子朝の乱など反乱の例はまさに枚挙に暇がない。このようにほぼ各世代ごとに起こる反乱は王朝の政治的基盤の脆弱さを表すものであるが、それとともに周王子弟が反乱の中核として登場するということは、彼らの政治的地位の重要性を物語っていることにほかならない。反乱そのものは王朝にとって否定的に機能するものであるが、逆に彼らが王朝にとって肯定的に機能する場合には、政治上重要な役割を担うであろうことも容易に想像されるのである。その場合、彼らが担当する具体的な役割としては、

- (一) 人質…王子狐〔隱公三年〕^①
- (二) 会盟への参加…太子鄭（後の襄王）〔僖公五年〕^②・王子虎〔僖公二八年・二九年〕^③
- (三) 策命儀礼…王子虎〔僖公二八年〕^④
- (四) 聘礼…王季子〔劉康公〕〔宣公十年〕^⑤
- (五) 征討…王季子〔劉康公〕〔成公十三年〕^⑥

などを挙げることができる。右の諸機能のうち、(一) 人質などは周王子弟としての出自に直接由来するものであろうが、他の機能は周王子弟のみが独占的に果たしていたものではなく、他の王卿士とその機能を分担していた。例えば『春秋経』隱公七年「冬、天使凡伯來聘」の記事で聘礼を担当している凡伯は周公旦の子孫と伝えられ、王朝の公卿の地位にあつたとされている^⑦。その他、『左伝』莊公二七年「王使召伯廖賜齊侯命」の召伯や、莊公三十年「王命虢公討樊皮」の虢公など、その例は数多く見いだすことができるのである。周王子弟は王卿士の担う機能を補完すべく期待されている存在であつたと言ふことができよう。

従って、彼ら周王子弟の地位がその次世代に世襲的に引き継がれていった場合、その一族は新たな王卿士として政治上の機能を担うこととなる。周王子弟の系譜で示したように、王子虎の一族が王叔氏となり、王子帶から甘氏が、王季子から劉氏が、僖季から僖氏が出るということは正にその意味において理解できるのである。このように周王子弟から王卿士が生み出されるということは、文王の子周公旦の一族が周公家として王卿士の地位を占めていたことを例に挙げるまでもなく、周代を通して不断に行われていたことであろうが、これと表裏の関係をなして王卿士の家系の没落あるいは断絶も常に存在していたはずである。その没落あるいは断絶の契機としては、周東遷期の混乱あるいは内乱などを想定することができるが、そのような劇的な事態にたちいたらなくても、王朝内における権力闘争の結果として王卿士の交代が行われたことも十分に想定できるのである。

いま王子虎の一族王叔氏についてみると、『左伝』文公十四年に

春、頃王崩ず。周公閔 王孫蘇と政を争う。故に赴けず。

とあり、王子虎の子である王孫蘇（王叔桓公）と周公閔との政争のために周頃王の崩御が魯国に告げられなかったことが記録されている。また同じく王孫蘇については、『春秋経』宣公十五年「王札子殺召伯・毛伯」の『左伝』に

王孫蘇 召氏・毛氏と政を争う。王子捷をして召戴公及び毛伯衛を殺さしめ、卒に召襄を立つ。

とあるように、王孫蘇と召氏・毛氏の政争は卿士召戴公・毛伯衛の殺害にまで発展している。^⑨ またその子王叔陳生については、『左伝』襄公十年に

王叔陳生 伯輿と政を争う。王 伯輿を右く。王叔陳生怒りて出奔し、河に及ぶ。王これを復し、史敫を殺して以て説く。入らず、遂にこれに処る。晋侯 士匄をして王室を平げしむ。王叔 伯輿と訟う。王叔の宰 伯輿の大夫瑕禽と獄に王庭に坐す。士匄これを聴く。王叔の宰曰く、……。瑕禽曰く、……。范宣子曰く、天子の右くるところは、寡君も亦たこれを右く。左するところは亦たこれを左す、と。王叔氏をして伯輿と要を合わせしむ。王叔氏その契を拏ぐるあたわず。王叔 晋に奔る。

とあるように、伯興との政争に敗れて晋に出奔したことが記されている。^②この王叔陳生以降、王叔氏に関する記録は文献史料から姿を消しており、王叔氏はその王朝内における役割を終えたものと考えられるのである。同様のことは王季子（劉康公）の一族劉氏についてもみることができる。劉康公以来、劉定公・劉猷公・劉文公・劉桓公と幾多の卿士を輩出してきた劉氏ではあるが、『国語』周語下に

定王に及び、劉氏亡ぶ。

という記事が見えている。注釈家はこの定王を貞定王（前四六八―四四一）の誤りであろうとするけれども、^③いずれにしても劉氏も王叔氏と同様に王朝内における役割を終え、歴史の舞台から姿を消していったものと考えられる。

時代は降るが、戦国時代においても周王の子弟およびその一族が王卿士として王室を輔翼する関係は同じであった。

『史記』周本紀に

考王 其の弟を河南に封ず、これ桓公たり、以て周公の官職を続がしむ。桓公卒し、子の威公代りて立つ。威公卒し、子の恵公代りて立つ。乃ち其の少子を聶に封じ、以て王を奉ぜしむ、東周恵公と号す。

という記事がある。考王がその弟桓公（西周桓公）を河南に「封」じ、その一族が威公・恵公と続き、さらに聶に東周恵公が分家して王室を輔翼したことが伝えられている。^④また桓公について「以続周公之官職」と記されていることは、河南に「封」じられた桓公およびその一族が周公家にかわる機能を期待されていたことを示すものといえよう。ここにおいても王卿士の交代とそれを新たに補填する周王子弟との関係を見いだすことができるのである。

話を鄭に戻そう。鄭始封の君桓公はさきに検討したように、厲王の子か宣王の子か確定できないけれども、周王の子弟であると考えて差し支えがない。また、その後に続く武公・荘公は『左伝』において王朝の卿士と伝えられていた。周王子弟を始祖とし、その一族が王卿士と伝えられる鄭の政治上の地位は、右の周王子弟一般に対する検討によっておのずと明らかであろう。鄭始封の君桓公は周王子弟として王室を輔翼することを期待されており、その子武公さらに荘公は周王

子弟の一族として新たな王卿士となって王朝の政治に関わっていたと考えられるのである。このような理解が妥当なものであるかどうか、『国語』が伝える始封の君桓公の司徒の職掌についても確認しておきたい。

司徒の職掌については、いうまでもなく『周礼』地官にその記述が備わっているが、『周礼』そのものの成立が後代にかかるものであっても必ずしも全幅の信頼を置けるものではない。ここでは周代の一次史料である金文を利用してその職掌について考えてみたい。司徒は金文史料では一般に嗣士あるいは嗣徒と書かれ、本来は嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣の一として土地を掌る官であったとされる。金文史料にみえる嗣土には、地名などを冠することとその職掌が限定されるものも存在するが、それとは別に西周王朝の執政クラスと考えられる嗣土の例も見いだすことができる。嗣徒単伯は揚簋に記された策命儀礼において

隹王九月既生霸庚寅、王才周康宮、旦、王各大室、即立、嗣徒単伯内右揚、王乎内史史光、冊令揚（これ王の九月既生霸庚寅、王は周の康宮に在り。旦に王は大室に格り、位に即く。嗣徒単伯内りて揚を右く。王は内史史光を呼びて、揚に冊命せしむ）。

と、揚への策命の右者として登場している。この嗣徒単伯は褒衡盃に登場する単伯と同一人物ないしは同族であると考えられるが、褒衡盃においては褒衡の「殲告」を伯邑父・榮伯らとともにうけており、当時の執政クラスの人物であったと認められている。さらにこの単伯の一族に関して言えば、例えば『左伝』襄公十年に

單靖公 卿士と為り、以て王室を相く。

とあるように、その一族が春秋期に至って王卿士として文献史料に登場しており、西周期の嗣土（司徒）が王卿士に相当する地位であったことが確認される。単の一族は西周期から春秋期にかけて王卿士の家として存続したこととなるが、司徒桓公に始まり、卿士武公さらに莊公と続く鄭の家系も、右にみた単一族の場合と同様に、王卿士の家として存続していたものと考えて差し支えないと思われる。

以上の考察によって、周王子弟としての鄭一族が同時に司徒あるいは卿士と伝えられる意味を知りえたものと思うが、

『史記』の記述においてこの関係はどの程度意識されていたのであろうか。

桓公を司徒とする記述は『史記』鄭世家に

封すること三十三歳、百姓皆なこれ便愛し、幽王以て司徒と為す。周民を和集し、周民皆な説ぶ。河雒の間、人これを便思す。

として見えている。第一章で述べたように「三十三歳」という年数が後に計算され附されたものであることを除けば、桓公が司徒となり周と東地（河雒之間）の人々の信望を集めたという情報は、『国語』鄭語の

桓公 司徒と為り、甚だ周衆と東土の人とを得たり、……幽王八年にして桓公 司徒となる。

の一文と全く同じものであると評価することができる。この情報は『漢書』地理志下の「本周宣王弟友為周司徒」や、鄭玄「詩譜」の「（桓公）為幽王大司徒、甚得周衆与東土之人」などのように漢代の諸文献に引き継がれ、さらに『漢書』地理志上の臣瓚注に「初桓公為周司徒」とあるように漢代以降に受け継がれていく。『史記』の見解が定説化されて後代に受け継がれることは先ほどからしばしば指摘しているところである。

桓公に次ぐ武公・莊公を王卿士とする伝承は、先にみたように『左伝』隠公三年「鄭武公・莊公為平王卿士」、同九年「鄭伯（莊公）為王左卿士」の記事に保存されていた。第一章で述べたように、鄭武公に関する『史記』の記述は基本的に『左伝』に対応しているのであるから、当然これらの記述も『史記』に存在するものと予想されるが、実際にはこれらの記事に対応する記述を見つけたことはできない。その理由としては、『史記』が利用しえた『左伝』（あるいは原『左伝』）とでもいうべきもの）にこれらの記事が存在しなかったか、あるいは『史記』が何等かの意図をもってこれらの記事を採用しなかったかの何れかを想定することができよう。『史記』につづく漢代文献において、鄭玄「詩譜」に

武公また卿士と作り、国人これに宜し。

とあるように、鄭武公を周王朝の卿士とする伝承は存在しているのであり、『史記』の利用しえた『左伝』においてこと

さらこれらの記事が存在しなかったということは考えづらい。

ここで改めて『左伝』隠公三年の記事を検討すると、さきに引いた「鄭武公・莊公為平王卿士」の一文にひきつづいて、
(平)王 號に貳あり、鄭伯 王を怨む。王曰く、これ無し、と。故に周鄭交も質す。王子狐 鄭に質と為り、鄭の公子忽 周に質と為る。王崩す。周人將に號公に政を昇えんとす。四月、鄭の祭足師を帥いて温の妻を取る。秋また成周の禾を取る。周鄭交も悪し。

と、鄭が周王室の温・成周の穀物を奪う事件が記されている。鄭伯が周王室の卿士であるにもかかわらず、周王が王朝内におけるその政權を奪い、それを號公に与えようとしたため、鄭がその報復として周王室の温・成周の穀物を奪うという事件にまで発展したのである。鄭にかわって政權を掌握することになる號は西周期から東周期にかけて存続した大族であるが、西周期に関しては金文史料あるいはその時代に言及した文献史料によって当時の執政の地位にあったことが確認される^②。また東周期に至っても、『左伝』隠公八年に「號公忌父始作卿士于周」とあるように王卿士であったことが伝えられている。この事件は王朝内の政權をめぐる政争として理解すべきものであり、鄭がその一方の当事者であることは、先にみた周王子弟およびその一族による政争と同一の意味をもつものと考えることができよう。この事件は『史記』鄭世家にも記録されているが、そこではわずかに

鄭 周地を侵し、禾を取る。

と記されるのみで、事件の原因である王朝内の政争については何の言及もなされていない。^③『史記』の関心は王朝内において政争を繰り広げる卿士としての鄭に無いかのようである。また『春秋経』桓公五年

秋、蔡人・衛人・陳人 王に従い鄭を伐つ。

の鄭討伐事件に対して、『左伝』は

(桓)王 鄭伯の政を奪う。鄭伯 朝せず。秋、王 諸侯を以て鄭を伐ち、鄭伯これを禦ぐ。王 中軍と為る。號公林父 右軍

に将たり、蔡人・衛人これに属す。周公黒肩 左軍に将たり、陳人これに属す。

と、周王が鄭伯の政權を奪ったことが原因で鄭伯が朝見を拒否し、そのことが事件の発端になったとの説明を加えている。これに対して『史記』鄭世家は

莊公 周に朝せず。周桓王 陳・蔡・虢・衛を率いて鄭を伐つ。

と記すのみで、鄭莊公が朝見しなくなった原因が述べられておらず、記事としては不完全なものとなっている。これら二つの記事が不完全なものとなるのは、『史記』が鄭莊公を周王朝の卿士とする部分を削除したためであり、『史記』に周王朝の卿士に関する記事を書きない傾向があったためと思われる。更に注目すべきは、『左伝』において周王朝の卿士である周公黒肩と虢公林父がそれぞれ左軍・右軍を率いたと記されていたのが、『史記』においては周公黒肩は記されず、虢は陳・蔡・衛の各国と同列に扱われ、卿士としての地位を無視されていることである。^③このことは『史記』が周王朝の卿士に対してその存在を無視、あるいはそこまでいなくても、その存在を重視しない傾向を有していることを一層明確に示しているといえよう。^④

以上のように、王卿士としての官制的側面を『史記』が軽視する傾向をもつとすれば、周王子弟であるとともに王卿士でもあった鄭に関する『史記』の記述は、他の一方の周王子弟としての側面に偏りすぎているのではないか。その検証を含めて、章を改めて周王子弟としての鄭の「封建」についての検討を進めたい。

- ① 『國語』周語中「富辰諫曰、……鄭武・莊有大戮力于平・桓、我周之東遷、晉・鄭是依」や、『左伝』隱公六年「周桓公言於(桓)王曰、我周之東遷、晉・鄭焉依」など。

- ② 鄭玄「詩譜」にも「武公又作卿士、国人宜之」とある。

- ③ 上原淳道「卿士をめぐる争い、および、鄭伯称王説の検討」―「鄭の文化」第三章『東京大学教養学部人文科学科紀要』第十四輯「歴史

と文化」三一(一九五八年)。なお上原氏には鄭に関して他に「鄭の東遷の事情および鄭と商人との関係」―「鄭の文化」第一章『中国古代の社会と文化』東京大学出版会 一九五七年、「虢の歴史および鄭と東遷との関係」―「鄭の文化」第二章『古代学』六卷二号 一九五七年)などがある。あわせて参照されたい。

- ④ 例えば、『左伝』昭公二八年の「昔武王克商、光有天下。其兄弟之

國者十有五人、姬姓之國者四十人、皆季親也」など。

⑤ 陳厚輝『春秋世族譜』ならびに常茂保『増訂春秋世族源流図考』による。

⑥ 『左伝』桓公十八年「周公欲弑莊王而立王子克。辛伯告王、遂与王殺周公黑肩。王子克奔燕」。『史記』周本紀「莊王四年、周公黑肩欲殺莊王而立王子克。辛伯告王、王殺周公。王子克奔燕」。

⑦ 『史記』周本紀「惠王二年、初、莊王嬖嬖姚、生子頹、頹有寵。及惠王即位、奪其大臣國以為圉。故大夫辺伯等五人作乱、謀召燕・衛師、伐惠王。惠王奔温、已居鄭之櫟、立釐王弟頹為王。榮及偏舞、鄭・聶君怒。四年、鄭与釐君伐殺王頹、復入惠王」。『左伝』においては莊公十九年より二一年にかけて王子頹の乱の記事がある。

⑧ 『史記』周本紀「襄王母蚤死、後母曰惠后。惠后生叔帶、有寵於惠王、襄王畏之。三年、叔帶与戎・翟謀伐襄王。襄王欲誅叔帶、叔帶奔齊。……十二年、叔帶復歸于周。……初、惠后欲立王子帶、故以党開翟人、翟人遂入周。襄王出奔鄭、鄭居于汜。子帶立為王、取襄王所絀翟后、与居温。十七年、襄王告急于晉、晉文公納王而誅叔帶」。『左伝』においては僖公七年より二五年にかけて王子帶の乱の記事がある。

⑨ 『春秋経』襄公三十年「天王殺其弟倭夫。同年『左伝』「初、王僖季卒。其子括将見王而歎。单公子忽旗為靈王御士、過朝廷、聞其歎而言曰、烏乎、必有此夫。入以告王、且曰、必殺之、不惑而顧大、視躁而足高、心在他矣。不殺必害。王曰、童子何知。及靈王崩、僖括欲立王子倭夫。倭夫弗知。戊子、僖括開翟、逐成筮。成筮奔平陆。五月癸巳、尹言多・劉穀・單蔑・甘過・聲成殺倭夫。括・瑕・廖奔晉。書曰、天王殺其弟倭夫、罪在王也」。

⑩ 『史記』周本紀「景王十八年、后太子聖而蚤卒。二十年、景王愛子朝、欲立之。会崩、子丐之党与爭立、國人立長子猛為王、子朝攻殺猛。猛為悼王。晉人攻子朝而立丐、是為敬王。敬王元年、晉人入敬

王。子朝自立、敬王不得入、居沢。四年、晋寧諸侯入敬王于周。子朝為臣、諸侯城周。十六年、子朝之徒復作乱、敬王奔于晋。十七年、晋定公遂入敬王于周」。『春秋経』および『左伝』では昭公二二年より定公六年にかけて王子朝の乱の記事がある。

⑪ 『左伝』隠公三年「鄭武公・莊公為平王卿士。王貳于讎。鄭伯怨王。王曰、無之。故周・鄭交質。王子狐為質於鄭、鄭公子忽為質於周」。

⑫ 『春秋経』僖公五年「公及齊侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許男・曹伯会王世子于首止」。同年『左伝』「会於首止、会王太子鄭、謀寧周也」。この会盟は杜預注に「惠王以惠后故、將廢太子鄭而立王子帶。故齊桓帥諸侯、会王太子、以定其位也」と説明される。

⑬ 『左伝』僖公二八年「王子虎盟諸侯于王庭。要言曰、……」。『左伝』僖公二九年「夏、公会王子虎・晋狐偃・宋公孫固・齊國歸父・陳轅澹・秦小子憖、盟于翟泉、尋踐土之盟、且謀伐鄭也」。

⑭ 『左伝』僖公二八年「晋侯・欽楚俘于王、駟介百乘、徒兵千。鄭伯傅王、用平礼也。己酉、王享醴、命晋侯宥。王命尹氏及王子虎・内史叔興父、策命晋侯為侯伯」。杜預注に「尹氏・王子虎皆王卿士也。叔興周大夫也」と言う。また、『國語』周語上にはこの策命を「襄王使大宰文公及内史與賜晋文公命」と記しており、王子虎は大宰の地位にあったと伝える。

⑮ 『春秋経』宣公十年「秋、天子使王季子來聘」。同年『左伝』「秋、劉康公來報聘」。『國語』周語中「定王八年、使劉康公聘於魯」。

⑯ 『左伝』成公十三年「公及諸侯朝王、遂從劉康公・成肅公、会晋侯伐秦」。

⑰ 杜預『春秋釈例』会盟朝聘礼第二に「王之公卿、皆書爵、祭伯・凡伯是也」と言う。

⑱ 西周金文には卿士という語は見あたらないが、例えばそれに相当する地位にあったと考えられる井一族は東周期の史料に登場しない。な

お、西周期の井一族については拙稿「西周期鄭（魯）の考察」（前掲）を参照されたい。

①⑨ 同年杜預注に「三人皆王卿士也」と言う。

②⑩ 『国語』周語中には「晋既克楚于鄆、使郤至告慶于周。未将事、王叔苴公飲之酒、交酬好貨皆厚、飲酒宴語相説也。明日、王叔子苴諸朝。郤至見郤桓公、与之語。郤公以告單襄公曰、……。郤至始、明年死難。及伯與之獄、王叔陳生奔晋」との説話が伝えられている。

②⑪ 劉氏について、劉定公は『左伝』杜預注に「劉夏、非卿、『穀梁伝』に「天子之大夫」、『公羊伝』に「劉夏、士也」。劉猷公は『左伝』杜預注に「劉猷公亦周卿士」。劉文公は『左伝』杜預注に「文公、王官伯也」とある。しかし、『左伝』哀公三年「劉氏・范氏世為昏姻」の杜預注に「劉氏、周卿士」とあり、劉氏を王卿士の家柄と考えてよいであろう。

②② 『国語』韋昭注「定、亦当為貞」。

②③ 河南に「封」じられた一族から輩の東周恵公が分家する経緯については、他に史料が残されている。『史記』趙世家「成侯七年」与韓攻周。八年、与韓分周以為兩、「韓非子」内儲説下「公子朝、周太子也。弟公子根甚有寵於君。君死、遂以東周反、分為兩國」、「韓非子」難三「公子宰、周太子也。公子根有寵、遂以東周反、分而為兩國」、「韓非子」説疑「故周威公（注 河南桓公掲之）身殺、國分為二」、「呂氏春秋」先識覽「（周）威公薨、殯九月不得葬。周乃分為二」、「漢書」古今人表 東周恵公自注「威公子」など、楊寛はこれらの史料に依ってこの間の経緯を「周考王把他的弟弟掲分封在河南、即西周桓公、形成一箇西周小國。西周桓公去世、其子威公代立。公元前三六七、西周威公去世、少子公子根和太子公子朝爭立、發生内乱、韓趙兩國幫助公子根在鞏獨立、以「奉王（周顯王）」為名、洛陽因此也属于東周。這樣周就分裂為西周和東周兩箇小國」と整理している（『戦

國史』上海人民出版社）。

②④ 伊藤道治『中国古代国家の支配構造』（中央公論社 一九八七年）第四章「行政と支配」参照。また、張亜初・劉雨『西周金文官制研究』（中華書局 一九八六年）は嗣士の職掌を（一）管理土地、（二）管理農業生産、（三）管理籍田、（四）管理畿・虞・牧等農副業、（五）冊命時作儀右、（六）帶兵出兵に区分している。

②⑤ 地名等を冠してその職掌を限定する例としては、康侯篋の「涿嗣士」、永孟の「奠（鄭）嗣徒」、懿嗣士幽函（尊）の「懿嗣士」、晉壺の「冢嗣士于成周八師」などを挙げることができる。また字を冠することはないとしても、免簋「令免作嗣士、嗣免懿徽眾與眾牧」のように周王室の直轄領である鄭還を管理する林・虞・牧などの属僚の管轄を命ぜられる場合、さらに載簋「令女作嗣士、官嗣籍田」のように周王の籍田の管理を命ぜられるなど、銘文によってその職掌が限定されていることを知ることができる。

②⑥ 白川静『金文通釈』第四九輯十一葵衛盃参照。

②⑦ 楊樹達『積微居金文説』卷三掲殷跋に、文獻に見える単一族の史料を集め、「此単伯不知為誰、然文云司徒單伯、其為王卿士無疑也」と言う。また無車鼎の策命儀礼に右者として登場する嗣士南仲は、『詩経』小雅出車や大雅常武に見える周王の卿士南仲であろうと考えられており、同様の例とすることができ。

②⑧ 樋口隆康『號周銅器考』（『東方学』第二十輯 一九六〇年）、拙稿「西周期鄭（魯）の考察」（前掲）、吉本道雅「號叔旅鐘」（『泉屋博古館紀要』三一 一九八六年）参照。

②⑨ この事件については、ほかに楚世家「（武王）二十一年、鄭侵天子之田」、十二諸侯年表鄭莊公二十四年条「侵周、取禾」と言及されるが、何れも事件の原因には触れていない。

③⑩ 『春秋経』および『公羊伝』『穀梁伝』には蔡・衛・陳の三国が記

されるのみであり、『史記』の記事は『左伝』によるものと考えなければならぬ。

② 上原淳道「卿士をめぐる争い、および、鄭伯称王説の検討」(前掲)に、司馬遷の記述態度について、「平王が東遷した東周以後になると、筆致がかなり変わってきて、卿士のいちいちの言動などは詳しく叙述

しないようになる。……『周室は衰微し』『政は方伯による』ようになれば、周王室に入って卿士となることや、その卿士の地位をめぐる争うことなどは、歴史の流れの本筋とは関係のない瑣末なことと考えられるであろう」という言及がある。たしかにそうであるが、それによる歴史記述の歪みが問題なのである。

第三章 鄭「封建」の検討

鄭玄は『周礼』天官大宰「大宰……以八則治都鄙」の注において、

都鄙とは公卿大夫の采邑、王子弟の食する所の邑なり。周・召・毛・聃・畢・原の畿内に在る者なり。

と述べている。そこに例示された周から原にいたる諸氏は何れも周王の子弟と伝えられるもので、この鄭注は周王子弟が王畿内の都鄙を采邑としていたとする漢代の認識を示している。周王朝の王畿は『漢書』地理志下に

初、雒邑は宗周と封畿を通じ、東西は長くして南北は短く、短長あい覆して千里と為す。

と述べられるように、地理的には洛邑と宗周の両都を中心とし、渭水と黄河の流域に東西に細長く展開するものとして認識されていた。しかしその一方で、王城(国中)の周匝百里の幅に郷、その周匝百里の幅に遂、その周匝百里の幅に稍、その周匝百里の幅に県、その周匝百里の幅に都が展開する、という理念的な王畿の理解も存在していた。『周礼』地官載師「以家邑之田任稍地、以小都之田任県地、以大都之田任遂地」の鄭注に

家邑は大夫の采地、小都は卿の采地、大都は公の采地と王子弟の食する所の邑なり。

とあるように、先ほどの公卿・大夫・周王子弟の采邑が存在する都鄙は理念的な王畿の稍・県・都を指す概念であるが、この理解に従えば、周王子弟である(同時に王卿士でもある)鄭は周王の都の周辺に展開する都鄙に所領を与えられた内服の諸侯ということになる。

ところで第一章で述べたように、鄭桓公が京兆尹鄭県の地に「封」ぜられたとする『史記』の見解は漢代の諸文獻に踏襲され「常識」化していった。しかし、その見解は無条件で後の時代に引き継がれていったわけではなく、『漢書』地理志上京兆尹鄭県条の班固自注「周宣王弟鄭桓公邑」をめぐって対立する二つの意見が相争うこととなる。すなわち、『竹書紀年』による臣瓚は

周は穆王より以下西鄭に都す、以て桓公を封ずるを得ざるなり。初、桓公 周の司徒と為る。王室將に乱れんとす、故に史伯に謀りて帑と賄とを虢・會の間に寄す。幽王既に敗れ、二年にして會を滅ぼし、四年にして虢を滅ぼし、鄭父の丘に居る。是を以て鄭の桓公と為る。京兆に封ずるの文無きなり。

と述べ、漢志の鄭県は穆王以下の「都」であり、鄭桓公を封ずることはできないと主張した。これに対して顔師古は

春秋外伝に云う、幽王既に敗れ、鄭の桓公これに死す。その子武公 平王と東遷す、と。故に左氏伝に云う、我が周の東遷、晋・鄭にこれ依る、と。また鄭の莊公云う、我が先君新たにここに邑せり、と。蓋し新鄭を道うなり。穆王以下西鄭に都するの事無し。瓚説非なり。

と述べ、臣瓚の説を否定しているのである。両者の第一の対立点は西鄭（京兆尹鄭県）が穆王以下の「都」であったか否かという点にあるが、ここで注意すべきは、京兆尹鄭県への鄭の「封建」の蓋然性がその地が王「都」であったか否かにかかって議論されているということである。両説何れにせよ、鄭の「封建」は王「都」の地には為され得ないという点に関して一致しているのであるが、そのことは先の理念的王畿理解に照らすならば当然の結果と言えるであろう。周王子弟としての鄭は、王「都」の周辺に展開する都鄙にその所領を持たなければならぬのである。この両説の是非を含め、その内容を検討するためには、第一に鄭地を周王の「都」と認めることができるか否か、第二に周王子弟である鄭桓公の「封建」が実際には如何なるものであったか、という二点が問題となるであろう。

第一の論点に関しては既に前稿で筆者の考えを述べた。^③西周期の金文史料によれば、鄭（奠）には鄭遷と称される周王

の直轄領が置かれ、その地を経営する林・虞・牧などの官が配されとともに、師氏などの軍旅も置かれて軍組織を構成していた。またその周辺（あくまでも理念的な意味）には鄭井叔・鄭虢仲・鄭登伯・叔などの王畿内外の諸侯（井・虢・登）の分族が存在していたものと考えられる。鄭の地は右に述べた構造や「王在鄭」という金文史料の存在からみて、周王の「都」と伝えられる宗周・成周・周などと同様の機能を果たしていたものと考えられ、その意味において臣瓚の説を承認することができるといえるものであった。また周王の王都について言えば、『漢書』地理志は宗周・成周の二都の存在を意識していたとはいえ、いわゆる理念的な王畿理解にあっては王都は王畿の中央に一つ存在するのみであった。しかし、現実には複数の王「都」が並存していた事にも注意を払っておく必要がある。

第二の論点、周王子弟である鄭桓公の「封建」の実態はどのようなものであったか。周王子弟の政治上の地位が世襲され、その一族から新たな王卿士が生み出されることは第二章で述べたところである。王卿士としての鄭も他の周王子弟と同様であったと考えたわけであるが、以下においては第二章で取り上げた周王子弟およびその一族の「封建」を中心として改めて検討を加えてみたい。

王子虎を始祖とする王叔氏および儋季を始祖とする儋氏に関しては、その所領の所在を明言する史料は存在しない。また王子帯を始祖とする甘氏については、『左伝』僖公二十四年「初、甘昭公有寵於惠后」の杜注に

甘昭公は王子帯なり。邑を甘に食す。河南鼎西南に甘水有るなり。

とあり、甘を所領としたとの見解が示されている。この甘に関しては、『統漢書』郡国志一河南尹河南条に甘城の名が見えており、その他『水経注』^④や『史記』周本紀正義引『括地志』^⑤にも甘城についての言及があるが、甘氏の所領としてのより具体的な情報をこれらの史料から得ることはできない。

頃王の子王季子（劉康公）を始祖とする劉氏が劉を所領としていたことは、例えば『左伝』昭公二十二年の「劉氏如劉」^⑥や同昭公二十六年の「王城人焚劉」^⑦によって知ることができる。ところでこの劉については、『左伝』隱公十一年に

王 鄭・劉・蒿・邳の田を鄭より取り、鄭人に蘇忿生の田・温・原・緄・樊・鄧・櫟茅・向・盟・州・陞・隄・懷を与たう。

という記事があり、「劉……之田」が鄭から周王に移譲された土地であることを知ることができる。「劉……之田」を劉邑と同一視してよいものか疑問無しとはいえないが、^⑧隠公十一年に王領となった地が後に劉氏の所領となったと考えてよいであろう。^⑨『漢書』地理志上河南郡緱氏県条の班固自注「劉聚、周大夫劉氏邑」によれば、劉氏の所領は河南郡緱氏県に存在していたことになるが、劉氏が第二章で述べたように貞定王の時代に滅亡したあと、その所領は再び周王の所領に帰したのではないかと考えられる。『史記』周本紀集解に引く徐広が

周 亡ぶころの時、凡そ七県、河南・洛陽・穀城・平陰・偃師・鞏・緱氏。

と言及するのを信頼すれば、周王朝滅亡の時に王室が支配しえた地域は僅かに右の七県のみであり、そのなかに緱氏県が含まれているのである。緱氏県と劉氏の所領の関係はいまひとつ明確ではないが、王領から劉氏の所領、そして再び王領へという劉地の変遷を想定することはある程度可能である。右に見た劉氏の所領の変遷は王領と周王子弟の所領との互換性を示すように思われるが、そのことを戦国時代の西周君・東周君の「封建」について検討してみたい。

第二章でも引用したが、『史記』周本紀に

考王 其の弟を河南に封ず。これ桓公たり。以て周公の官職を統がしむ。桓公卒し、子の威公代りて立つ。威公卒し、子の恵公代りて立つ。乃ち其の少子を鞏に封じ、以て王を奉ぜしむ、東周恵公と号す。

という記事があり、考王の弟桓公が河南に「封」じられ、後にその一族東周恵公が鞏に分家したことが記されている。ここに記された河南の地は一般に周王の居城である王城に比定されており、^⑩桓公を河南に「封」じた考王はその東の成周（洛陽）にあったものと考えられる。周王が王城より成周の地に徙った時期は必ずしも明確ではないが、敬王時代の王子朝の乱を契機としたものであらうと考えられており、^⑪桓公はかつての周王居城に「封」じられたことになる。ここにおいても周王の所領（この場合は王「都」と周王子弟の所領との互換性を見ることができ）る。また、王朝最後の王赧につい

ては『史記』周本紀に

王赧 都を西周に徙す。

と記されているが、ここにいる西周とは河南王城を指しており、この一文は周王の王城への遷徙を記録していることになる。しかし周王の遷徙の一方で、河南王城の地に「封」じられた桓公の子孫西周君は依然その地に存続していたと伝えられている。^⑨ 王朝末期の混乱期のことであり、普遍的な事象とみなすことはできないかもしれないが、王「都」と周王子弟の所領が並存しうる可能性を示唆しているのではないだろうか。

同様のことは西周期においても指摘することができ。陝西省扶風莊白家窖藏より出土した微氏家族器に含まれる史牆盤は、微氏の先祖烈祖が武王克殷に際して周より所領を賜った経緯を

孚武王既伐殷、微史刺且廼來見武王、武王則令周公、舍寓于周卑処（武王において既に殷を討つ。微史の烈祖廼ち来りて武王に見す。武王則ち周公に命じ、寓を周に舍えて処らしむ）

と記録している。史牆の子癩の作器にかかる癩鐘も同様の経緯を記録するが、武王より与えられた所領については、これを「舍寓以五十頌処（寓を舍えるに五十頌を以てして処らしむ）」と記している。そこにいう「五十頌」の意味は明かではないが、五十という数で量示されうるということは、この所領が一定の区画をもった土地であったことを示すものであろう。^⑩ 同出一族の器銘によって、この微氏一族が烈祖のち癩に至るまで、周に所領を保持して周王に仕えてきたことを知ることができ、その所領が存在する周の地は同時に西周の末期まで王「都」として機能した地でもあった。^⑪ 微氏一族は周王子弟ではないけれども、王「都」と諸侯の所領とは並存しうるものであり、かつその所領は王「都」全体ではなく、一定の区画をもった土地であった可能性があるのである。

それでは、周王子弟である鄭桓公の始封は如何なるものであったと考えることができるであろうか。第一章で述べたように、鄭に関しては複数の地名が伝えられており、始封の地を明確に断定することは困難であろうと思われる。始封の地

を京兆尹鄭県とする『史記』の見解もその一つにすぎないが、その地がまさに鄭と呼ばれること、多くの史料が河南の鄭にいたるまでの何等かの遷徙を示唆していること、などを考慮すれば始封の地として最も蓋然性の高い候補であるものと考えられる。いま仮説的に京兆尹鄭県を鄭始封の地として議論を進めるが、この地を始封の地とした『漢書』地理志班固自注をめぐって臣瓚と顔師古との論争があることは先に述べた通りである。この論争の主題は、王「都」としての鄭に鄭桓公が「封建」されうるかという点にあり、鄭を王「都」とする臣瓚はこの地が桓公の始封の地ではありえないと主張し、逆に鄭を王「都」とみなさない顔師古は京兆尹鄭から河南鄭への東遷を主張しているのである。しかし、前稿でも述べたように京兆尹鄭は王「都」としての機能を有していた地であり、かつ今述べてきたように周王子弟の所領がこのような王「都」と互換性あるいは並存性をもつものであるならば、周王子弟である鄭が王「都」の鄭に所領を与えられたことは矛盾なく理解することができる。事実、西周期の鄭には鄭井叔・鄭虢仲・鄭登伯・叔という内・外服諸侯の分族が所領を有していたと考えられるのである。臣瓚と顔師古は共に事実の一端を主張しているのであるが、王「都」と「封建」とを二者択一のものとして理解した点に問題がある、筆者はそうのように考えたい。

鄭桓公始封を右のように考えることができるならば、始封に引き続いて起こる鄭の東遷はどのようなものと理解すればよいのであろうか。第一章で述べたように、鄭の東遷の事情は必ずしも明らかではない。『史記』は桓公が河南の地に「国」したが、結局は幽王とともに陝西の地で死ぬという中途半端な記述をせざるをえず、桓公の死後その子武公が河南の地に東遷するという一般的理解は、『史記』の後の「合理的」解釈によって生まれたものであった。しかし、この「合理的」解釈の根底にあるものは、鄭の東遷を歴史上の一回性の事件とする前提であるように思われる。西周末期の混乱の中で桓公は東遷の準備をしたけれども、それを果たすことなく幽王とともに死んでしまい、鄭の実際の東遷は王朝の東遷とともに桓公の子武公によって成し遂げられた。そのように考えたからこそ、桓公東遷を示唆する『公羊伝』『韓非子』などの説話は抹殺されたのである。では鄭東遷を歴史上の一回性の事件とする前提はどこからくるのか。第二章で述べたように、

『史記』は鄭の王卿士としての側面を無視あるいは軽視する傾向があった。周王子弟であることによって鄭は王卿士となるわけであるから、王卿士としての鄭を記さない『史記』は同時に、周王子弟として王畿内に所領をもつ鄭の実態を正確に把握していないことになる。

東遷直後の王朝内において鄭と政權を争った虢は西周以来の大族であるが、文献史料においては東・西・南・北・小を冠した五虢の存在が知られている。これら五虢は河南滎陽の虢、黄河屈曲点付近の陝・平陸の虢、陝西宝鸡の虢の三つに整理することができるが、この三地は周王朝王畿の要地にあたっており、虢の一族はこれらの地を保有することによって王朝内における職能を担っていたものと思われる。『竹書紀年』の記事ではあるが、周の東遷期に平王に対立して王子余臣を擁立した虢公翰の名が伝えられているのも、王畿の要地に所領を保持していた虢の勢力を物語るものであろう。^⑩

鄭が東遷期の王室を輔翼する勢力であったことは多くの史料が認めることであるが、その勢力も虢と同様、王畿内の複数地に所領を保持することによって維持されていたのではないだろうか。京兆尹鄭に所領を保有したと考えられる桓公が、河南の地にも関わりを持っていたことは『国語』に記されるところであり、『公羊伝』『韓非子』あるいは『竹書紀年』には河南の地に所領を形成した経緯までもが記されている。内服諸侯としての鄭は京兆尹鄭を捨てた時点で河南の地に移動したのではなく、この両所を所領として保有していたのではないか。このように理解してはじめて、桓公による河南の所領形成を伝える『公羊伝』以下の諸文献も、それらが伝える説話が事実をどの程度反映しているかという問題は今はおくとして、武公東遷という「常識」によって排除する必要がなくなるものと考えられるのである。

① 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表誤異』（以下『誤異』）及び『不見春秋大事表之春秋方國稿』（以下『方國稿』）の所在を示す。周…

『方國稿』冊一 一九、召…『方國稿』冊二 三五、毛…『誤異』冊四 九二、咎…『誤異』冊四 九三、畢…『誤異』冊四 九五、原…『誤異』冊三 六六。

② 伊藤道治『中国古代國家の支配構造』（前掲）第三章「土地と農民の支配」一五四頁以下参照。

③ 拙稿「西周期鄭（龔）の考察」（前掲）。

④ 『水経』甘水注「余按、甘水東一十許里洛城南有故甘城焉。北对河南故城、世謂之鑿洛城。鑿甘声相近、即故甘城也。為王子帶之故邑矣、

是以昭叔有甘公之称焉。

- ⑤ 『史記』周本紀正義引『括地志』「故甘城在洛州河南縣西南二十五里。左伝云、甘昭公、王子叔帶也。洛陽記云、河南縣西南二十五里、甘水出焉、北流入洛。山上有甘城、即甘公采邑也」。

- ⑥ 杜預注に「歸其采邑也」とある。

- ⑦ 杜預注に「燒劉子邑也」とある。

- ⑧ 一般には邑と田を同一視する考えが支配的であるが、本文に引いた伝文に対して、楊伯峻は「依莊公十九年伝觀之、溫于莊公十九年仍爲蘇氏邑。以金文証之、如散毀銘云、夷王賞散于攸五十田、于皐五十田。則此所謂溫田者、亦王田之在溫者耳。非以其金言与鄭、故溫仍得爲蘇氏邑」と言う（『春秋左氏伝注』中華書局）。筆者も西周金文に見える「田」について、これを邑とは別の人為的に区分された土地と考えている。拙稿「西周土地移讓金文の一考察」（『東洋史研究』第四三巻第一号 一九八四年）参照。

- ⑨ 『春秋左氏伝』宣公十年「秋、劉康公來報聘」の楊伯峻注に「劉即隱十一年伝『王取鄭・劉・蔣之田于鄭』之劉、春秋之前爲鄭邑、至桓王時爲周邑。定王時、劉康公始食采於劉」と言う。

- ⑩ 梁曉景「劉國史迹考略」（『中原文物』一九八五年第四期）によれば、河南省偃師縣緱氏鎮陶家村に劉城遺址（東西六五〇米、南北一二二〇米余）が存在するという。

- ⑪ 同文の正義に「按、自敬王遷都成周、号東周也。桓公都王城、号西周桓公」とある。

- ⑫ 例えば、後藤均平「王才成周考」（『東洋學報』第四四巻第三号 一九六一年）、李學勤「東周与秦代文明」（文物出版社 一九八四年）第二章周を参照されたい。

- ⑬ 同文正義に「敬王徙王城東徙成周。十世至王赧、徙成周西徙王城、

西周武公居焉」とある。

- ⑭ 『史記』周本紀に「（王赧五十九年）秦昭王怒、使將軍摎攻西周。西周君奔秦、頓首受罪、尽獻其邑三十六、口三万。秦受其獻、歸其君於周。周君・王赧卒（索隱 蓋此時（西周）武公与王赧皆卒、故連言也）。周民遂東亡。秦取九鼎宝器、而遷西周公於惡鄉」とあり、秦本紀にもほぼ同文が存在する。西周武公は王赧の王城への遷徙後も王赧とともに王城に居住していたことになる。なお、藤田勝久「『史記』戰國紀年一覽表」（前掲）は、戰國周の記述が秦國の年表にもとづいて編集されたのではないかと推測している。

- ⑮ 伊藤道治『中国古代國家の支配構造』（前掲）第二章「西周封建制度の形態」一一六頁参照。

- ⑯ 同出の一族器として、折器四器、豊器六器、史牆器三器、癩器四一器が知られている。白川静『金文通釈』第五〇輯一五史牆盤は、列祖を武王期、乙祖を成王期、折を成康期、豊を昭穆期、史牆を穆共期、癩を懿王期とする。

- ⑰ 拙稿「西周期鄭（魯）の考察」（前掲）参照。

- ⑱ 『上村嶺畿國墓地』（『中國田野考古報告集』考古學專刊 丁種第十号 一九五九年）第四章結語一に「可知號有三処、一在河南滎陽一帶、一在今山西平陸和河南陝東一帶、一在今陝西寶鶏一帶」と言う。また、樋口隆康「魏國銅器考」（前掲）ならびに上原淳道「魏の歴史および鄭と東魏との関係」（前掲）参照。

- ⑲ 『春秋左氏伝』昭公二六年正義引『竹書紀年』に「平王奔西申、而立伯盤以為太子、与幽王俱死于戲。先是、申侯・魯侯及許文公立平王於申。以本太子、故称天王。幽王既死、而魏公簡又立王子余臣於攜、周二王並立。二十一年、攜王為晉文公所殺。以本非適、故称攜王」とある。

結 語

筆者は前稿において、周王朝の構造を三つの領域に分かつて把握した。第一の領域は宗周・成周や鄭などの王「都」で、それらの地の構造を理念的に示せば、巡り来る周王を中心としてその周辺にその地を管理する諸官や軍旅が配され、更にその周辺に内・外服諸侯の分族が配されるというものであった。第二の領域はこれら王「都」を取り巻く内服の地（王畿）であり、内服諸侯の所領を含めて周王の直接統治下にあつて政治的に統合された領域を形成していた。第三の領域は内服の地を取り巻く外服の地で、そこにはいわゆる封建諸侯の所領が形成されていた。これら三つの領域は、ただ単に地理的に区切られたものではなく、王朝の官系統とともに周王を頂点とする血縁関係あるいは擬制的血縁関係によって相互に結び付けられ、王朝に政治的・社会的統一性をあたえていた、と考えたのであった。周王との血縁関係（あるいは擬制的血縁関係）は王室の藩屏となることを期待される「封建」となつて現実化されるのであり、従つて王朝の統一性はこの「封建」的要素と他の一方の官制的要素によって維持されていたと見なすことができるのである。

王朝の支配領域全体は、まず最初に外服の地と内服の地（王畿）に二分することができるが、その場合、「封建」的要素は外服の地により強く現れ、逆に官系統を通して周王の命令が直接及ぶ内服の地（王畿）には官制的要素がより強く現れることとなる。また内服の地について言うならば、この地は内服諸侯の所領と王「都」をはじめとする王領とに二分でき、この場合には内服諸侯の所領に「封建」的要素がより強く現れ、王「都」をはじめとする王領には官制的要素がより強く現れることとなる。更に王「都」について言えば、前稿で鄭地について示したように、内・外服諸侯の分族の所領が存在するとともに、この地を管理する諸官が配されており、ここにも「封建」的要素と官制的要素の二つを見いだすことができる。すなわち王朝を支える二つの要素は、理念的には周王により近い所に官制的要素が強く現れ、逆に周王からより離れた所に「封建」的要素が強く現れることとなるのである。^② 内服の地（王畿）は王「都」の外側、外服の地の内側に位置し

ており、王「都」の側からは「封建」的要素の強い地として認識され、逆に外服の地の側からは官制的要素の強い地として認識される。その意味において内服の地には「封建」的要素と官制的要素が二重写しの形で現れることとなるのである。本稿で取り上げた鄭が、周王に出自する内服諸侯としての「封建」的側面をもつとともに、王卿士としての官制的側面をもつことは、このように考えることによって理解できるものと思われる。^③

第二章で述べたように、『史記』は鄭の帯びるこの両側面のうち官制的側面を捨象してしまつたのであり、その結果として鄭の「封建」的側面を強調することとなつたのである。確かに、時代が降るにつれて鄭は王卿士としての役割を捨てて外服諸侯化していき、『史記』十二諸侯年表に鄭が記載されるのも故なしとはいえないが、その事をもつて東遷期の鄭の果たした機能を理解することはできないと考えるのである。また最後に周王朝について言うならば、内服諸侯としての鄭が外服化することとは、王畿の縮小となつて王朝の勢力を一層弱めることとなつたであろう。しかし、戦国期の西周君・東周君の例でもわかるように、周王朝は周王子弟を内服諸侯として「封」じ、王朝の政治を担わせるという仕組みそのものを最後まで変えることはなかった。周王朝が歴史の舞台から姿を消していく所以であろう。

① 王朝の官系統については、木村秀海「西周官制の基本構造」『史学雑誌』第九四編第一号（一九八五年）や張亜初・劉雨『西周金文官制研究』（前掲）などに復原の試みがある。

② 王朝支配領域全体の構造——「封建」的要素の強い外服の地と官制的要素の強い内服の地（王畿）という理念的には同心円の構造——が支配領域の一部である内服の地や王「都」にも同様の構造として現れる。すなわち、全体と部分が同様の構造をもつという自己相似性を王朝の構造として想定できるのである。

③ 増淵龍夫『中国古代の社会と国家』（弘文堂 一九六〇年）第三篇

「古代専制主義の成立とその経済的基盤」第二章「先秦時代の封建と郡県」に春秋期晋の県についての言及ではあるが、「公から大夫に賜る県は、二つの側面を不可分の形でもっていたのである。一はその県の生産物をもつて自己の一族を養う采邑としての一面であり、一は、公の規制下にあつて、公に命ぜられてその県を官守する、公邑的性格の一面である」（四二〇頁）と言ふ。晋大夫のもつ二面性が指摘されているものと思うが、内服の所領（采邑）を保有し、かつ官制上の職能を担う内服諸侯も同様に理解できるように思われる。

〔付記〕 本稿の出発点は一九八六年度東洋史研究会大会における発表にあるが、その後、京大人文科学研究所の「中国文明の諸源流」班（班長 林巳奈夫教授）及び泉屋博古館における「金文研究会」（樋口隆康館長主催）などにおいて貴重な意見を賜った。記してここに謝意を表す。また、本稿は文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

The Enfeoffment of the Scions of the Zhou Dynasty

by

MATSUI Yoshinori

Zheng's enfeoffment (鄭封建) at the end of the Western Zhou period is an important example in understanding the system of enfeoffment in the Zhou Dynasty. Research of the period from the end of the Western Zhou period to the eastward-transfer era (東遷期) is known to have many obstacles including the lack and intermittente nature of historical data.

So, in the first chapter, we have tried to discuss the description of *Shiji* 史記, accepted as general knowledge about Zheng's enfeoffment. Moreover, we clarified that *Shiji* consists on reconstructed materials and has a certain bias. Next, from the point of view of Zheng being a scion of the Zhou Dynasty, we pointed out that Zheng's official function in Zhou Dynasty derived from its birth as a scion of the Zhou Dynasty. In addition, *Shiji* has a tendency to give it no attention. Thirdly, we discussed the actual condition or meaning of Zheng's enfeoffment and the eastward-transfer with this attribute.

Through these materials, continued from the preceding article, we reconsidered the conceptual understanding about the constitution of the Zhou Dynasty.

Le légitimisme libéral sous la monarchie de Juillet

—la contre-révolution et le régime parlementaire—

par

UEGAKI Yutaka

Sous la monarchie de Juillet, apparut un groupe de légitimistes dits